

第4回 尾張北部環境組合 ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会
議事録

日時 令和2年3月13日（金）
午後2時45分～4時45分
場所 江南市防災センター
2階 防災セミナー室（北）

● 出席者等

出席者：6名

No	委員	役職等	欠席
1	稲垣 隆司 委員	岐阜薬科大学 学長	
2	岩渕 準 委員	NEXPO（長久手・万博継承会）事務局長	
3	樋口 良之 委員	国立大学法人福島大学 教育研究院教授	
4	濱田 雅巳 委員	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長	
5	矢野 和雄 委員	矢野法律事務所 弁護士	欠席
6	富 孝史 委員	富孝史公認会計士事務所 公認会計士	

1. 開会

2. 第2回、第3回委員会議事録

特に意見なし。

委員長：確認し、指摘がある場合は事務局に連絡するように。

3. 議事

(1) 第3回委員会のご指摘に対する回答

資料1 修正版に基づき、事務局から説明があった。

委員：入札説明書の(1)本施設の運営を行う者の要件の一点目の修正について、“運営”を“運転”に変更すると、施設の運転だけをしていればいいように受け取れる。包括委託と運転委託がある。求める内容としては包括の方が難しい

事務局：運営と記載した場合に解釈が広がってしまう。

委員：“運転”となると、受付等をやっていなくても有資格者になってしまうと読めてしまう。発注者として、それでもよければ任せる。経験を求めるということは安心を確保

することになる。話は飛ぶが、今回の事業では、受付は組合所掌ではあるが、事業者に受付に関しても提案を求め、組合と協議の上で内容を決定すればよいと考えている。そこに、メーカーのノウハウがある場合もある。その提案を、実績が無いところからも受けることになる。

事務局：関心を示しているメーカーの実績を調べてみると、DBOの実績はあるので運営のノウハウはあるものの規模要件を満たさないメーカーがある。参加者が少なくなり、競争性が阻害されるのは避けるため、要件を見直した。

委員：運営に関して、規模はあまり関係ない。規模要件は発電に関わる部分に大きく関わるので、運営に関しての規模要件は外す方法もある。

委員長：発注者として、経験のない者も有資格者になることでのリスクも考えて決定するように。

委員：資料1と資料2で、“運営”と“運転”が混在しているので、修正するように。

事務局：拝承。

(2) 入札説明書(案)について

資料2に基づき、事務局から説明があった。

委員長：スケジュールについて意見を伺いたい。非常にタイトだが、入札参加資格の審査はこの短期間でできるのか。

事務局：今回は代表企業のみを審査の対象としているので可能と考えている。

委員：後半は詳細の日時は示さずに、“中旬”などの時期を示しておけばよい。参加資格が認められた事業者には、それぞれスケジュールを通知することになる。

委員長：委員会として対応するのは対面的対話と事業者ヒアリングか。

事務局：対面的対話に関しては事務局で対応することを考えている。

委員：議事録によると、事務局で対応した内容を委員会に共有いただくこととなっている。

委員長：そうすると対面的対話の確認事項に対する回答の前に委員会を開催するのか。

事務局：必要であれば、そのタイミングでの開催を考えている。事業者ヒアリングは必ず委員の参加をお願いする。

委員長：事業者ヒアリングと落札者決定の通知及び公表の間に委員会を開催する必要がある。

委員：実際はヒアリングの当日に行うことになるのではないか

事務局：当日に完了できればよいと考えている。

委員長：12月は各地方公共団体で議会がある。

事務局：日程については早めに相談させていただく。

委員：対面的対話は事務局で対応とのことであったが、委員として要求水準書の中身についてメーカーに確認したいこともある。対面的対話は、詳細な提案を作成する前の大枠の方向性が発注者の方向性とずれていないかを確認する場なので、採点する際に、そ

の場での内容は把握しておきたい。対面的対話の前に事前に確認させてもらいたい項目もあるかもしれないので、対面的対話の実施方法について検討いただきたい。

委員長：対面的対話の事業概要書が提出されてからの検討でよいか。

委員：対面的対話においては、委員はオブザーバーである。日程が決まってからご連絡いただいて、特に質問がなければ委員が参加する必要もないので、その時に判断でもよい。次に、基礎審査結果の通知の前に、その内容を説明いただく場合もある。要求水準書の内容に対して齟齬があった場合に事務局が改善指示を出すことがあり、そうすると提案が修正されることがある。また、ヒアリング前に事業者事前に質問を送っておかないとヒアリングが非効率になる。改善指示を受けて、事業者が改善したものを提出してくるので、事前質問を整理するためにも、改善指示等を踏まえつつ、委員は事前質問を事務局に提出して、それを事業者に送付した上でヒアリングを進めた方が有意義なものになる。

その都度、委員会を開催するとそれだけの回数が必要になるが、省くことも可能。多くと対面的対話への参加と基礎審査結果の通知の前に行うことになる。

委員長：時期が近づいてきたタイミングで相談することにしましょう。

事務局：拝承。

委員：15 頁の落札者の決定方法について、以前の委員会でも指摘しているが、低入札調査基準価格、定量化限度額、最低制限価格の設定についてまだ確定していない。それによって、得点化の算定式も変わる。いつ決める予定か。

委員長：事務局として考えはあるか。

事務局：事務局内でもまだ結論が出ていない。本日の委員会での議論も参考にしたいと考えている。

委員：既に議会で概算費用が出ており、メーカーは既にその情報は把握しているはず。それを踏まえると金額はある程度決まり、どれだけよい提案を評価するかになるので、定量化限度額を設定するのが個人的には一番よいのではないかと考える。次に、最低制限価格。本委員会で、審査する技術点の評価の意味が無くなってしまう可能性があるのが低入札調査基準価格なので、それは避けるべきと考える。

委員：これは組合の方針で決まること。この事業に関わらず、必ず自治体で方針があるはず。委員の意見を聞くのは構わないが、構成市町で方針は持っているはずなので、それに従うべき。組合では、方針がないので構成市町に従うことになるので、それを確認するべき。構成市町であるのであれば、それを流用することが多い。

委員長：議会ではこのあたりの議論はないのか。

事務局：ない。

委員長：構成市町で設定しているものはあるのか。

事務局：把握していない。

委員：今回の事業は性能発注なので、一般的な公共事業と異なる。また、約 200t 規模の建

設実績を求めており、実質は大手の事業者しか参加出来ない。性能発注の場合、定量化限度額はあり得るが、低入札調査価格や制限価格というものが性能発注という事業に適しているかは疑問。また、入札説明書で予定価格は公表される。制限価格、調査価格、定量化価格のいずれかを書くことになるが、ここで性能発注をどう理解するかになる。例えば、調査価格で引っかかった場合に、何をもって判断するか分からない。土木工事であれば、国がルールをつくって、歩掛かりがあり、経費も分かる。直工は積上げなので、それが割れていれば出来ないことがすぐに判断できる。後は経費しか切れないので、制限価格が設定できる。土木や建築工事であればそういう調査が出来る。ところが、性能発注はその積上げ根拠がないので、調査価格や制限価格とした場合の判断が難しい実態がある。定量化限度額を設けない場合もあり、今回の事業に参加する事業者は実績もあり、“安かろう、悪かろう”となるようなことはないという判断になる。逆に定量化限度額を設けるのはダンピングの防止にもつながるが、安い方がいいということも発注者の意思でもある。これが意見ではあるが、あくまで参考で、判断は発注者が行うべき。

事務局：実際には構成市町に組合の考えを示した上での判断になる。

委員長：委員の意見も参考に事務局で検討して進めてください。

事務局：定量化限度額を設定する場合、予定価格のどの程度の割合に設定している事例が多
いかを参考までに伺いたい。

委員：公表されている他の自治体の資料もあるので提供する。

委員：これを公表するのは入札のあと。また、設定額は委員にも伝えてはいけない。

委員長：その他はよろしいでしょうか。

委員：マテリアルリサイクル推進施設の運営の要件は求めないということによいか。

事務局：ご理解のとおり。

委員：定量化限度額の設定方針や他の資料の修正も含めて、公表までにどのタイミングで最
終資料を共有してもらえるのか。メールでも構わない。

事務局：公表予定は4月末。その前の4月8日に組合議会があり、そこでの意見も踏まえ修
正を行う可能性もあるので、公表までに共有する。

(3) 落札者決定基準（案）について

当日配付資料、資料3に基づき、事務局から説明があった。

委員：当日配布の評価の資料では項目が細かすぎる。また、項目を細分化して配点を設けると、各メーカーの提案である事項で優れた提案があっても、その提案は細分化された小さな得点しか得られないことになってしまう。

委員：ご意見に賛同で、小項目の配点は細かすぎるので、大項目を中項目まで配点すること
でよいのではないか。

委員長：中項目で配点することによいか。

一同：異議なし。

委員長：内容が被っているものもあるのではないか。

事務局：例えば事業計画の事業リスクについて工事期間中のリスクについては安全対策の項で記載するようにするなど、事業者に提示する様式の中で指示する予定である。

委員：中項目の中での配点も細か過ぎる箇所もある。

(委員長の進行により、以下のとおり設定された。)

その際の主な審議事項は以下のとおり。

- ・安定稼働：安定燃焼、ごみ量・ごみ質変動、連続安定稼働は3つで総合的に評価する。
- ・安全対策：工事の安全性、施設の安全性、作業員の安全性は3つで総合的に評価する。
- ・環境配慮：環境保全と景観はひとつで評価し、2.0点とする。工事期間中における対策で2.0点とする。温暖化対策はエネルギー回収とも連動するので余熱利用に移動させる。
- ・生活環境対策：渋滞対策は工事前と供用開始後の提案を求めて、総合的に評価する。
排ガス、騒音・振動、悪臭の自主規制値は3つで総合的に評価する。

- ・住民に開かれた施設

委員：自由見学は行うのか。

事務局：自由見学は行わない方針になった。

⇒情報発信と見学者向け説明用調度品は2つで総合的に評価する。

- ・地元貢献

事務局：地元企業の活用の配点を高くし、地元人材の活用と地域コミュニティは低くしてもよいのではないかと考えている。

委員：地元人材への貢献において、運営期間中を通して、地元の方を増やしていくので効果は大きい。

⇒地元企業の活用は3.0点から4.0点に修正。人材とコミュニティが現状のまま1.0点とする。

- ・余熱利用：環境配慮から温暖化対策を追加する。(5.0点)
- ・再資源化システム：資源化方法とバックアップ対策は2つ総合的に評価する。

委員長：地元企業の活用の点数を上げたので、どこかを下げる必要がある。

委員：資源回収量は量も少なく、組合所掌範囲で、回収量の向上につながる提案を受けるだけなので、2.0点から1.0点へ変更でよいのではないか。

一同：異議なし。

委員：評価内容について、排ガス自主規制値で「万が一、公害防止基準値を超えたときの対応について評価する。」とあるが、基準値を超えたら即停止なので、そもそも超えないための対応を評価するので修正されたい。次に、地元企業の活用で「地元企業（2市

2町のいずれかに本店、支店または営業所を有する企業)への発注件数、発注金額及び内容を評価する。」とあるが、支店と営業所では法人税は落ちないので、評価にならない。

事務局：この部分は保留とさせていただきたい。

委員：支店や営業所が駄目というわけではないので、本店であれば、高く評価するということである。

委員：仕事が地元に着くのであれば、二次下請けや三次下請けを評価する方法もある。

委員：提案した金額を満たせなかったら罰則を求める場合もある。

委員：二次下請けや三次下請けも評価することを追記しておく必要がある。

委員長：地元企業に配慮していることが伝わるような表現を事務局で検討されたい。

委員：地元企業とはどの程度の数あるのか。

委員：消耗品の購入先などを含めれば相当数あるはずである。

委員：その他にも清掃や植栽等で、下請けに入れる。

委員：当日配付資料にある要求内容は、事業者にも分かるのか。

事務局：様式として事業者を示す。本日の、議論を踏まえて統一された項目などもあるので、その内容に合わせて様式として整理する。

委員：それであれば評価もしやすく、事業者も書きやすい。

(4) 要求水準書(案)について

資料4、資料5に基づき、事務局から説明があった。

委員長：排ガス基準値が厳しいが可能なのか。排ガスの処理フローはどうなっているのか。

委員：バグの前に薬剤を吹き込む乾式処理になると思う。

委員長：温度を下げるとダイオキシンが再生成されてしまう。

委員：メーカーにもよるが、低温エコマイザーで吸熱の段階で180℃程度まで下げられる。その先、150℃程度まで下げることが可能で、そこでアルカリ剤を吹き込む。薬剤使用量を抑えるために、飛灰の再循環を行って、未反応の薬剤を活用して、触媒脱硝する場合もある。排ガス再循環でNO_xを抑える方法もある。薬品を大量に使えば、自主規制値の達成は可能。

委員長：要求水準書の中で、触媒脱硝と無触媒脱硝がどちらも書かれている。例えば、11頁の主要設備の仕様に無触媒脱硝方式とあるが、後段には触媒がある。表現は再検討されたい。

事務局：拝承。

委員：61頁で全ての車両は2回計量とあるが、これでよいのか。現金徴収を行うと構内の渋滞が発生する可能性もある。事業者が検討するためにも料金徴収が必要な台数の情報が必要と思う。計量器を2台設置すればいいかもしれないが、この規模では1台に

なると思われる。事業者に、対策を検討してもらいたいことが伝わるようにしておいた方がよい。

委員長：条件を示しておけば、どのような提案をしてくるかを評価することになる。

委員：委託等の車両は登録された情報を用いることで2回計量しない方法もある。

事務局：構成市町の負担金を公平にする意味でも2回計量にする方向となった。

委員長：事業者に対策を検討してもらえるような表現、情報を提示するようにされたい。

事務局：拝承。

委員：85 頁で、流動ガス化からの不燃残渣も溶融炉に入れるのか。現在の表現だと、バグフィルタで捕集した溶融飛灰も溶融するように読める。不燃物のうち、瀬戸物（陶器類）は1,200℃では溶けない。また、溶融飛灰はアルカリ剤を吹いているものを溶融炉に入れることになる。

事務局：基本的な考え方として、受入れ業務は組合所掌となったので、そこでの不適物等は組合の責任で処分するが、施設に入った以降で、マテリアルリサイクル推進施設で回収した鉄、アルミは組合で資源化先を確保するが、それ以外は事業者で資源化することとなっている。

委員：資源化を求めることと、溶融炉に入れることは違う視点。

委員長：これらを溶融炉に入れるとスラグの質が落ちて、利用先がなくなる可能性がある。

その点も考えておかなければならない。

委員：溶融炉に入れるかどうかは自由にする方法もある。

事務局：残渣を資源化するか埋立も認めるかはまだ検討中である。

委員：シャフト炉は溶融可能だが、流動床は出来なくて、条件が変わってくる。それをどう評価するかは難しい。

委員長：問題点は承知していると思うので、提案者が分かるように整理してください。

事務局：拝承。

委員：クレーンの電力回生は入れておいた方がよい。CO2削減の点では、出来れば、灰クレーンに関しても入れてもいいと思う。

委員：59 頁の長寿命化対策で、以前指摘事項を送っているが、1) 腐食防止対策の(1)で低温腐食は記載があるが、高温腐食の記載がない。

委員長：30 年の中で機器を更新してもよいということ。

委員：整備計画を出させた方がよい。高温腐食に関して、記載してもよいが、メーカーの売り込みのポイントなので、無くても提案してくるだろう。

委員：当然と思っていることが、書いていないことが気になる。

委員長：高温腐食についても、記載しておくこと。

事務局：拝承。

委員：発電の考え方はメーカーに任せることでよいか。売電量で評価することになっている。それを最大にするために発電機は少し小さいものを入れた方がよいという提案をしてくる可能性もある。それをさせないために、2炉定格運転の基準ごみより高いごみ質での発電機を求めると、ほぼメーカー間で統一される。発電機の設定を自由にさせるとごみは焼却できても蒸気は無駄にする時期がある可能性もある。

事務局：売電量で評価できればよいと考えている。

委員：将来ごみ量が減少することを想定して提案してくると思うが、将来的に広域化した時に、ごみ量が増えたときに蒸気は無駄にする可能性があるので発言したが、事務局の考えなので現在の方針で問題ない。

委員長：周辺の状況を考えると、これ以上の広域化は難しいと思われる。

委員：ごみの受入れとマテリアルリサイクル施設は組合が管理することになるが、管理の点で、目視で確認する程度とされているがDBMで問題になる可能性がある。定期点検等はやってくれるが日常点検はやらない。仮に組合職員にプラント設備の管理が難しいのであれば、事業者の管理業務を明確にしておくことで、そのリスクを減らせる。実際焼却施設には整備班があるので、その人達が対応するので、費用面では増えないはず。

事務局：事前にご意見いただいておりますが反映できていないものもある。

委員長：現在の意見も踏まえて検討されたい。

事務局：拝承。

委員長：18頁にエネルギー回収率19%は一般的なのか。

事務局：19%以上が一般的になっている。交付金の要件を満足する最低ライン。

委員長：それ以上の提案が出てくれば評価するということですね。

事務局：ご理解のとおりです。

事務局：委員からごみ質の情報を提示した方がよいとのご意見をいただいていたので、ごみ質のデータを整理しているものを本日配布している。委員会前に委員に事前に、確認したところこの一部の情報を示せば、各メーカーの経験値から検討が可能とのご意見をいただいたので、公告時に提示する予定である。

委員：し渣が入るとごみ質は下がるが、考慮されていない。

事務局：本日提示した資料では考慮していないが、し渣に関する情報は見積もり時に既にメーカーには提示している。ご指摘のとおり、ごみ質の低位発熱量は下がる可能性はある。

4. その他

委員長：今後のスケジュールを踏まえて、委員の予定を調整すること。

事務局：拝承。

事務局：今後も要求水準書等の修正を行い、確認はお願いするが、最終的には委員長一任と
いうことをご了承いただきたい。

一同：方針については同意

委員長：最終決定の前に、各委員にもメールでもよいので、変更点が分かるように共有する
ようにされたい。

事務局：3月27日に構成市町の部課長会議を経て、4月3日の理事者会議の前までにはお
送りする。

5. 閉会

以上